

4. 中央委員會並に大會に責任を持つ（中央執行委員は大會の會長）

大會並に中央委員會の議長となり總同盟を代表する。

5. 中央執行委員會の委員長

中央執行委員會の委員長に之れを代表する。

6. 會計

總同盟全會計事務を統轄し政務事務の各部門並に地方

議の豫算を編成する。

7. 政務部門

總同盟の運動に對する一般的根本政策を確立せしむる

會計部 争議部 政治部 組織部の四部門に分ち更に

へは金屬工業部 鉱山部等の必要なる産業部

8. 事務部門

大會中央委員會中央執行委員會等に依り決定されたる方針に
基き總同盟の事業を全国的統一の下に遂行する機關である。

國際部 調査部 教育部 出版部 職業紹介部 法律部等

9. 地方評議會

A. 1. 一般的教育 2. 政治的教育 3. 争議其他經濟行動の補助的

活動等

B. 1. 本部の出張所である。

(四) 補足

1. 組合の規約は組合が作製し本部の承認を求むること。

2. 地方評議會の規約は本部の指示の下に作製すること。

3. 會費は五十銭に値上し左の如く割当

支部八銭 組合本部十二銭 總同盟本部三十銭

4. 會費は産業別組合から直接本部に納入する事。